

コーポレート・ガバナンス改革と品質不正問題

The Corporate Governance Reform and Quality Scandal

老平 崇了[†]
OIDAIR Takaaki[†]

Abstract With the corporate scandal in the 1990's, in our country, it has been discussed corporate governance. Since then, it had been considered that companies have tried to control the corporate scandal by corporate governance reforms. Nevertheless, the scandal such as quality scandal of the manufacturing industry which is representative industry of our country are revealed one after another, especially of the big company. In this paper, we studies on quality scandal by surveying corporate governance reforms.

1. はじめに

現代の社会において、企業は非常に重要な役割を担っている。地球上に存在する国々の多くは資本主義経済体制をとっているが、そこでは、企業を中心にして社会が成り立っている。

企業の働きは、われわれが生活するうえで必要な財貨とサービスの提供を行うとともに、われわれが生産活動を営む場の提供、また、消費生活を営むのに欠かせない所得をわれわれに提供してくれることにあるとされている。これが、資本主義経済社会が企業社会や企業中心社会といわれる所以であるといわれている。

とりわけ、産業革命以降の資本主義経済の歴史をみると、製造業企業、なかでも大規模製造業企業が果たしてきた役割は非常に大きい。これらを背景とし、経営学もまた大規模製造業企業の学として大きな発展を遂げてきた。現在のわが国は、ものづくり大国を標榜し、製造業が国家の一大産業となっている。

しかしながら、ここ数年来、わが国を代表する大規模製造業企業において、品質不正や検査不正問題が相次いで明るみに出ていることは周知の事実であろう。これらの品質不正問題を起こした企業に共通して指摘されることはコーポレート・ガバナンスの不備である。そのため、品質不正問題への対処のためにコーポレート・ガバナンスの確立が求められている。

これは、コーポレート・ガバナンスには、企業不祥事

の発生を抑止する機能と企業競争力の強化を促進する機能とがあると固く信じられてきたことが背景にあると推察できる。

しかしながら、企業はこれまで何度もコーポレート・ガバナンス改革を行ってきたはずである。それなのに、企業はなぜ品質不正のような不祥事を引き起こしてしまったのか。この品質不正問題は本当にコーポレート・ガバナンスの不備が原因なのか。もしかしたら、わが国で行われてきたコーポレート・ガバナンス改革の方向性が間違っていたのではないのか。これが筆者の抱く問題意識である。そこで本稿では、品質不正問題をコーポレート・ガバナンス改革の観点から考察していく。

2. わが国における品質不正問題

2・1 わが国の品質不正問題

わが国における品質不正問題は、2017年10月の神戸製鋼所問題を皮切りに、日産、三菱マテリアルの子会社、スバル、東レ、旭化成の子会社、シチズン電子、丸善石油化学、宇部興産、川崎重工業、日立化成、スズキ、マツダ、ヤマハ発動機、トヨタ、IHI等、ここではすべてをあげきれないほどの企業で発覚している。

これら品質不正問題を起こした企業の多くで共通して明らかになったことのひとつは、その不正が何らかの事情で一時的に行われたのではなく、長年にわたって継続して行われた不正であるという事実である。

2・2 品質不正問題の事例

[†] 愛知工業大学 経営学部 経営学科(豊田市)

ここでは、完成検査員に認定されていない無資格の作業員（無資格者）が完成検査を行ったこと、印鑑を代行押印したという共通する不正を行った日産とスバルの事例をみていく。

そもそも、日産とスバルの品質不正問題は、自動車の型式指定制度における法令違反が問われた不正である。

まず、ここで簡単に型式指定制度について説明する。道路運送車両法の規定により、自動車は登録なしでは運行できない。本来、新車の場合は、運輸支局や自動車検査登録事務所で新規検査を受けたうえで新規登録する必要があるが、型式指定制度を使うとこの新規検査を省略することができる。なぜなら、大量生産される自動車を1台1台運輸支局や自動車検査登録事務所で新規検査を行うことが困難であるからである。この制度を利用する自動車メーカーは、開発した新車を販売する前に国土交通省（国土交通大臣）に申請をし、その自動車が保安基準に適合しているかを審査してもらわなければならない。完成検査を実施する完成検査員は、国土交通省の省令である「自動車型式指定規則」の実施要領（通達）に、「検査に必要な知識及び技能を有する者のうち、あらかじめ指名された者」と定められている。

今回の不正では、ここで問題が起こった。完成検査の工程で完成検査員ではない検査員が完成検査を実施し、完成検査員から印章を借りて完成検査終了証に押印していたという事実が明らかになったのである。

日産において検査不正が発覚したきっかけは、2017年9月18日に国土交通省が、子会社である日産車体の湘南工場に立入検査を行ったことにある。その際に、無資格者が車両の完成検査を行っていたことが発覚した。

その後、日産車体だけではなく、日産の工場でも検査不正を行っていたことが次々と発覚することになる。9月29日には、日産の追浜工場、栃木工場、日産自動車九州と日産車体の湘南工場、日産車体九州で不正検査を行っていたことが公表された。同社の検査員は約300人いるが、そのうち約1割となる約30人が無資格者だったのである。翌月の10月2日には、日産はこの検査不正問題で会見を開き、社長兼最高経営責任者の西川廣人氏が謝罪し、9月20日までに再発防止策を講じたことを発表した。これにより、工場は平常稼働に戻ることが期待されたが、10月19日には再び謝罪会見を開くことになった。9月20日までに再発防止策を講じたことと発表していたにもかかわらず、日産の追浜工場、栃木工場、日産自動車九州、日産車体の湘南工場で、無資格者が完成検査を続けていたことが判明したからである。なお、ここでさらに、国交省に届け出た場所とは異なる検査工程で、一部の完成検査作業を行っていた不正も発覚することとなった。

報道によれば、不正の再発を明らかにした10月19日の会見で、西川氏は「再発防止策の不徹底という以外にない」と発言し、同氏は無資格者による完成検査を、「組織的な取り組みであり、だからこそ常態化していた」と認めている。そこで、再発防止策として「無資格者による完成検査行為の禁止」と「管理の強化」を打ち出したというが、これが生産現場の従業員には伝わっていなかったことになる。この際、記者からは「これほど大きな社会問題になっていながら、なぜ生産現場は不正な検査を続けていたのか」という質問が出たとされている。これに対し西川氏は、「過去から長く続けてきたことに対し、今日からダメだと言ってもなかなか手を打てないことが散見される。習慣化した部分を甘く見てはいけないと身に染みて感じた」と回答している。

同社は、2017年11月17日に、検査不正に対する実態調査と再発防止策をまとめた調査報告書を国土交通省に提出し記者会見を開いている。その中では、検査不正のはじまった時期について、「栃木工場では1979年から検査不正が行われていた」という証言があると話している。

同様にスバルでは、日産における検査不正の発覚を受け、国土交通省が2017年9月29日深夜に各自動車メーカーに調査するように通達したことにより検査不正が明らかになった。

この2社の事例から明らかとなったことは、不正が長い年月をかけて続けられてきたこと、そして、経営トップが決めた再発防止策が、現場にまで届かなかったことの2点である。報道によれば、品質不正を起こした他の企業でも同様の指摘が多数されている。

はたしてこれは、品質不正問題の際に指摘されたコーポレート・ガバナンスの不備とどう関係するのであるのか。

3. わが国におけるコーポレート・ガバナンスとコーポレート・ガバナンス改革

3・1 わが国のコーポレート・ガバナンス

そもそも、コーポレート・ガバナンスの概念はどのようなして誕生したのであるか。それには、企業の役割の変化がポイントとしてあげられる。

世界的に経済が発展した現代において、社会における企業の役割が増大し、それとともに企業の負の側面が表面化してきた。このような事態に対処するため、企業の経営活動に自己規制を求めようという議論がはじまった。その議論こそが、コーポレート・ガバナンスと呼ばれるものである。

わが国において、コーポレート・ガバナンスという言葉

葉が一般社会で使われだしたのは、1991年の日本経済新聞の記事での使用が最初だといわれている。

また、わが国におけるコーポレート・ガバナンスの議論は、1990年代の企業不祥事続発を契機に、企業不祥事の発生を抑制する機能の観点から行われるようになったのがはじまりである。その後、日本経済の長期にわたる不況、そして、グローバル化や規制緩和の流れの中で、企業競争力を促進する機能の観点からの議論が行われた。そして、近年の企業不祥事続発を受け、再び、企業不祥事の発生を抑制する機能の観点からの議論が活発になっている。

次いで、コーポレート・ガバナンス問題研究は何を目的として行われているのか、また、議論の所在がどこにあるのかについて記したい。これにより、コーポレート・ガバナンス研究の議論の進むべき道の提示ができれば。

小島大徳（2004）は、コーポレート・ガバナンスの定義について、コーポレート・ガバナンスとは、「所有と経営が分離している企業において、経営者が、企業不祥事への対処（コンプライアンス経営）と企業競争力の強化とを目的としながら、企業に関わる利害関係者の利害調整を同時に達成しようとする企業構造」であるとしている。

また、平田光弘（2000）は、「コーポレート・ガバナンス問題は、第一に、企業不祥事への対処をめぐって議論が行われており、第二に、企業競争力の強化をめぐって議論されている」としている。

これらをもてみてもわかるとおり、コーポレート・ガバナンス問題研究には、企業不祥事の発生を抑制する機能の構築と、企業競争力を促進する機能の構築という2つの目的があることが指摘できる。

この2つの目的に対する議論の方向性として、平田光弘（2000）は、「企業不祥事の発生を抑制する機能の構築という問題には、経営者に対する監視・牽制の仕組みはどうあるべきかが問われている。換言すれば、違法経営の遵法（適法）経営化が模索されている」とする。

ここから、企業不祥事の発生を抑制する機能を確立するには、コンプライアンス経営が不可欠であり、コンプライアンス経営の定着を求めるコーポレート・ガバナンスの構築が課題となっていると理解できる。よって、この目的を達成するためのコーポレート・ガバナンス研究には、コンプライアンスに関する議論が欠かせず、さらには企業倫理論の視点を併せ持った研究を行わなければならない。

また、企業不祥事を起こした企業は、社会から、その根本的な経営感覚を問われることになる。そのため、企業の社会的責任論に関する議論も含め、重層的に研究が

行われることが望まれる。

もう一方の企業競争力を促進する機能の構築という問題については、「いかなる経営意思決定の仕組みと、いかなる経営者に対する監視・牽制の仕組みとが望ましいかが論じられている。そこでは、非効率経営の効率経営化が模索されている（平田光弘、2000）」とされる。

すなわち、ここでは、コーポレート・ガバナンスを構築することで、経営責任を明確にするとともに、企業のマネジメントや意思決定に関する問題を改善し、企業の経済性や効率性を向上させることが求められているのである。

また、ここから、コーポレート・ガバナンス論の研究には、「企業不祥事の発生を抑制し、企業競争力を促進するためには、いかに健全で効率的な運営をしていけばよいか。そして、そのためには、誰が、誰のために、経営者の舵取りを監視・監督するか」という問題の解明が求められているということが出来る。つまり、これこそがコーポレート・ガバナンス問題を議論する際の本質的問題であり、コーポレート・ガバナンスが、「企業は誰のものか」のみの問題だけではなく、これをより広く考え、「企業をいかに、そして、誰のために運営していくか」という問題であることを示している。

そのため、この問題の解明を目的として、コーポレート・ガバナンスの議論を進めていくことこそが、真の意味でのコーポレート・ガバナンスを構築するということなのである。

3・2 わが国におけるコーポレート・ガバナンス改革

わが国におけるコーポレート・ガバナンス改革は1980年代終わり頃からスタートしたとされている。そこでは、ハード面（制度面）での改革が議論の中心となってきた。いわゆるハードロー（会社法をはじめとする法律）からソフトロー（証券取引所における上場規程の整備）までと表現される改革である。

そこでの最初の大きな動きとしては、1993年に行われた商法改正がある。そこでは、1990年代初頭の金融・証券不祥事への対処として、監査役機能強化と株主の権利強化を目的として商法が改正されたのである。ひとつめの監査役機能強化については、監査役任期を従来2年から3年に延長すること、そして、大会社に監査役会を設置すること、大会社に社外取締役を、少なくとも1人選任することが決められた。もうひとつの株主の権利強化については、株主代表訴訟によって、経営者の賠償責任を厳格化しようといわれた。これにより、経営者の違法行為に牽制効果を期待しようとしたのである。

また、2002 年の商法改正においては、委員会等設置会社制度の導入が行われた。ここでは、監査委員会、指名委員会、報酬委員会を取締役に設置することで、監査役の選任が義務づけられない委員会等設置会社の設置が認められた。また、監査役のさらなる機能強化も行われた。大会社の監査役の半数以上に社外取締役を選任することを義務づけたのである。

さらに、2005 年の会社法制定、2006 年の施行においては、大会社に内部統制の確立が求められた。また、委員会等設置会社から委員会設置会社への呼称の変更もされた。

そして、2007 年には金融商品取引法が施行され、内部統制報告制度が適用された。

また、2009 年には、東京証券取引所は、一般株主の保護を目的として、有価証券上場規定等の一部改正を行った。ここでは、上場企業に 1 名以上の独立役員を確保するよう上場規程の変更を行った。

さらに 2015 年の改正会社法施行では、監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社から機関設計することとなった。

このように幾度にも及ぶ法改正がなされ、その度にコーポレート・ガバナンスの改革が経営実践の場で行われてきたのである。

4. 日本版ステュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コード

わが国における近年のコーポレート・ガバナンス改革の動向として最も注目しなければならないものは、金融庁による日本版ステュワードシップ・コードの公表(2014 年 2 月、改訂版 2017 年 5 月)と、東京証券取引所によるコーポレートガバナンス・コードの適用開始(2015 年 6 月、改訂版 2018 年 6 月)であろう。

日本版ステュワードシップ・コードは、機関投資家が取るべき行動原則を表したものである。これについて、ステュワードシップ・コードに関する有識者検討会(2017)によれば、「本コードにおいて、『ステュワードシップ責任』とは、機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な『目的を持った対話』(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンを拡大を図る責任を意味する。本コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、『責任ある機関投資家』として当該『ステュワードシップ責任』を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるものである」と

されている。これは先にも記したように、機関投資家が取るべき行動原則を表しているのである。

また、コーポレートガバナンス・コードは、東証に上場する企業が守るべき行動規範を示した指針である。コードの目的は、東京証券取引所(2018)によれば、「本コードは、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたものであり、これらが適切に実践されることは、それぞれの会社において持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応が図られることを通じて、会社、投資家、ひいては経済全体の発展にも寄与することとなるものと考えられる」とされている。

また、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」は、(1)株主の権利・平等性の確保、(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働、(3)適切な情報開示と透明性の確保、(4)取締役会等の責務、そして、(5)株主との対話の 5 つから構成されている。これらからみとれるように、株主利益を中心としたコードであると考えられるのである。

これらから浮かびあがる問題点は、これまでのわが国のコーポレート・ガバナンス改革は、コーポレート・ガバナンスの主体者として株主をおき、株主を中心にコーポレート・ガバナンスを構築しようとしてきたことがあげられよう。はたして、このような株主を中心としたコーポレート・ガバナンス改革で、品質不正問題のような現代的課題に対応することができるのであろうか。

5. 品質不正問題とコーポレート・ガバナンス

ここまで、わが国で起こった品質不正問題とコーポレート・ガバナンス改革についてみてきた。これらによって明らかとなったことをもう一度確認しておきたい。

まず、わが国の品質不正問題で明らかとなったことは、不正が長い年月をかけて続けられてきたこと、そして、経営トップが決めた再発防止策が現場にまで届かなかったことの 2 点である。

ついで、わが国のコーポレート・ガバナンス改革においては、株主を中心とした、換言すれば、株主をコーポレート・ガバナンスの主体者とした改革であるということである。これら日本政府によって促進されてきたコーポレート・ガバナンス改革は、ひと言でいってしまえば、米国流の株主主権論的なコーポレート・ガバナンス・システムの導入と定着を目指しているといつてよいであろう。

確かに、わが国においても、不正な会計処理や不正な取引を行ったことによる企業不祥事もあったことは事実

である。このような種類の企業不祥事に対しては、株主主権論的なコーポレート・ガバナンス・システムはある意味で有効であるかもしれない。

しかし、品質不正問題のような現代的課題への対応となるとどうであろうか。所有と経営の分離した大企業における所有者と経営者の持つ情報の非対称性は語りつくされた問題である。日本政府が志向するような株主を中心としたコーポレート・ガバナンス改革では、このような情報の非対称性問題を埋めることはできないのである。

さて、ここでもう一度品質不正問題について考えてみたい。そこでの最も大きな問題は、不正が長い年月をかけて続けられてきたことと、経営トップが決めた再発防止策が、現場にまで届かなかったことである。

ではなぜ不正が長い年月をかけて続けられてきたのであろうか。加えて、現場の従業員が、自社や他社の品質不正が社会で大きな問題になっていることを知らなかったとは考えにくい。それなのに、なぜ現場は、社会で問題となっていることを知りながら不正をやめなかったのであろうか。

これについて考えてみると、ひとつの可能性がみえてくる。それとは、現場の従業員や管理者、もしくは経営者に、不正を行うことが、自身や自社のメリットになるとの判断があったのではないだろうかということである。そうでなければ、不正を長年続けたり、社会で問題となっていることを知っていながらそれを是正しない理由が見当たらないのではないだろうか。

そう考えた場合、ただでさえ情報の非対称性の問題が古くから語られている株主という外部者によるガバナンスでこのような現代的課題に対処できるのかについて、相当な疑問符がつく。

6. おわりに

最後に、先に示したガバナンスの主体者について考察を加えて論を閉じたい。平田光弘（2007）では、コーポレート・ガバナンスの主体は、「企業の外部者」、「企業の内部者」および「経営者自身」の3者があり得るとされている。

さらに、平田光弘（2008）によれば、外部者統治と内部者統治からなる他者統治は企業を経営危機から守るために欠かせない統治方式であるという。だが、他者統治よりもはるかに重要なのは経営者自身による自己統治ではなからうかと指摘する。

その理由として、経営者が他者統治に頼ろうとする限り、企業はいつまでもたっても甘え、脆さ、弱さから脱却できないであろうからとされている。この視点は、品質

不正問題のような現代的課題への対応を考えた場合に欠かせないものであると指摘できよう。

そこで、経営者自己統治の実現可能性についても、若干の考察を加えたい。コーポレート・ガバナンスの意味が、つまるところ経営者に対する監視・牽制の仕組みにあるとすれば、その主体は経営者と同程度か経営者以上に経営実践に関する情報を持っていることが望まれる。しかし、現実には、企業がどれだけ情報開示や説明責任に力を注いだとしても、経営者と同程度か経営者以上に経営実践に関する情報を持つ存在を生み出すことは不可能である。そうであるとすれば、経営者自身がこの役割を担うことが最も効果的であろう。この実現方法についてはいくつか考えられるので今後の課題としたい。

参考文献

- 1) 青木 崇：価値創造経営のコーポレート・ガバナンス、税務経理協会、2016。
- 2) 青木 崇：価値創造経営を目指すコーポレート・ガバナンスと企業変革を導く組織間学習の形成、商大論集、第 69 巻第 3 号、101-121、2018a。
- 3) 青木 崇：日本のコーポレート・ガバナンス改革と経営者の自己統治、現代社会研究、第 15 号、85-93、2018b。
- 4) 明山健師：EU におけるコーポレート・ガバナンス、税務経理協会、2013。
- 5) 老平崇了：日本型コーポレート・ガバナンスの展望と課題、オイコノミカ、第 46 巻第 1 号、39 - 51、2009。
- 6) 老平崇了：現代企業の経営行動に関する一考察 - 企業の責任・倫理・統治および日本型経営 -、新潟経営大学紀要、第 19 号、95 - 105、2013。
- 7) 老平崇了：スポーツ経営論序説 - 経営学的意義と意味をめぐって -、経営情報科学、第 9 巻第 1 号、20 - 30、2013。
- 8) 老平崇了：企業の本質と企業目的に関する一考察、経営情報科学、第 10 巻第 1 号、26-37、2014。
- 9) 老平崇了：スポーツ団体・組織におけるガバナンス - 社会的責任を視野に入れて -、経営行動研究年報、第 25 巻第 1 号、92 - 96、2016a。
- 10) 老平崇了：スポーツ団体・組織のガバナンス・社会的責任・倫理、経営情報科学、第 11 巻 24-36、2016b。
- 11) 老平崇了：スポーツのガバナンスに関する一考察、日本生産管理学会論文誌、第 26 巻第 2 号、77-82、2019。
- 12) 舩富順久、辛島 睦、小林和子、柴垣和夫、出見世信之、平田光弘編：コーポレート・ガバナンスと CSR、中央経済社、2006。

- 13) 加護野忠男、砂川伸幸、吉村典久：コーポレート・ガバナンスの経営学 - 会社統治の新しいパラダイム - 、有斐閣、2010。
- 14) 加護野忠男：企業統治と規範的経営学、日本経営情報学会誌、Vol. 34No. 2、5 - 17、2014。
- 15) 菊澤研宗：比較コーポレート・ガバナンス論 - 組織の経済学アプローチ - 、有斐閣、2004。
- 16) 菊澤研宗：反株主主権論 - シュムペーター、ドロッカー、そしてティース - 、経営哲学、第 16 巻 2 号、30 - 41、2019。
- 17) 菊池敏夫、平田光弘編：企業統治の国際比較、文眞堂、2000。
- 18) 菊池敏夫：現代企業論 - 責任と統治 - 、中央経済社、2007。
- 19) 菊池敏夫、平田光弘、厚東偉介編：企業の責任・統治・再生 - 国際比較の視点 - 、文眞堂、2008。
- 20) 菊池敏夫、太田三郎、金山 権、関岡保二編：企業統治と経営行動、文眞堂、2012。
- 21) 菊池敏夫、金山 権、新川 本編：企業統治論、税務経理協会、2014。
- 22) 菊池敏夫、磯 伸彦：コーポレート・ガバナンスの新しい課題 - ステークホルダー・アプローチの視点 - 、経営情報学論集、第 25 号、51 - 58、2019。
- 23) 小島大徳：世界のコーポレート・ガバナンス原則 - 原則の体系化と企業の実践 - 、文眞堂、2004。
- 24) 佐久間信夫編：企業統治構造の国際比較、ミネルヴァ書房、2003a。
- 25) 佐久間信夫：企業支配と企業統治、白桃書房、2003b。
- 26) 佐久間信夫：コーポレート・ガバナンスの国際比較、税務経理協会、2007。
- 27) スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会：『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》改訂版、2017。
- 28) 東京証券取引所：『コーポレートガバナンス・コード』改訂版、2018。
- 29) 平田光弘：1990 年代の日本における企業統治改革の基盤作りと提言、経営論集、第 51 号、81 - 106、2000。
- 30) 平田光弘：日米企業の不祥事とコーポレート・ガバナンス、経営論集、第 57 号、1 - 15、2002。
- 31) 平田光弘：日本のコーポレート・ガバナンスを考える、研究紀要、第 3 号、5 - 26、2007。
- 32) 平田光弘：経営者自己統治論 - 社会に信頼される企業の形成 - 、中央経済社、2008。
- 33) 平田光弘：次世代経営者の育成と経営者教育、経営教育研究、第 12 巻、第 1 号、1 - 17、2009a。
- 34) 平田光弘：企業競争力創成の礎としての CSR 経営 - リコーグループと東芝グループの事例 - 、経営力創成研究、第 5 号、65-78、2009b。
- 35) 平田光弘：21 世紀の日本企業はどの道を歩むべきか - 社会に信頼される企業の形成 - 、経営哲学、第 7 巻第 1 号、6 - 23、2010。
- 36) 平田光弘：経営の“学”を考える、経営哲学、第 8 巻第 1 号、6 - 16、2011。
- 37) 平田光弘：望ましい現代経営者とその経営理念、経営教育研究、第 19 巻、第 2 号、33-44、2016a。
- 38) 平田光弘：社会責任経営と経営者行動、経営行動研究年報、第 25 巻第 1 号、5 - 9、2016b。

(受理 令和 6 年 3 月 19 日)